

○益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理審議会規則

平成17年3月30日

益田市規則第17号

改正 平成18年7月21日規則第48号

平成21年3月11日規則第11号

平成26年3月3日規則第6号

平成29年3月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）及び益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理事業施行条例（平成17年益田市条例第15号）に定めるもののほか、益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事手続その他の審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理事業の施行に関し、法に定める事項のほか、特に市長が必要と認める事項について審議する。

(会議)

第3条 審議会の会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、公開しない。

(開会の宣告)

第4条 議長は、開会の時刻に至ったとき、法第62条第3項に定める数に達したことを認めた後開会を宣告する。

2 議長が開会を宣告するまでは、何人も議事につき発言することはできない。

(退席)

第5条 委員が会議中に退席しようとするときは、その理由を告げて議長の承認を受けなければならない。

(閉会、休憩及び延会の宣告)

第6条 議長は、議案の審議が終わったときは、閉会を宣告する。

2 議長は、議案の審議が終わらない場合でも必要と認めたときは、休憩又は延会を宣告することができる。

(定足数に関する措置)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経てもなお出席委員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。

2 議長は、会議中において定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告する。

(議案)

第8条 議長は、議案を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、審議上必要があると認めるときは、審議会の同意を得て2件以上の議案を一括して議題とすることができる。

(審議の順序及び終結の宣告)

第9条 議案の審議は、説明、質疑、討論及び表決の順序による。

2 議長は、質疑又は討論が終わったときは、その終結を宣告しなければならない。

(発言)

第10条 委員が発言するときは、挙手し、議長の許可を得なければならない。

(議案の説明)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(表決の宣告)

第12条 議長は、審議を終了したとき、又は質疑その他の発言がないときは、表決に付する議題を宣言し、表決に付さなければならない。

(表決の方法及び結果の宣告)

第13条 表決の方法は、原則として挙手による。

2 議長は、表決終了後、直ちにその結果を宣告しなければならない。

(答申)

第14条 議長は、議題の審議を終了したときは、書面により市長に答申しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、書面に先立ち口答で答申することができる。

(会議録)

第15条 議長は、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 招集年月日、時刻及び会議場
- (2) 開会、休憩、延会並びに閉会の年月日及び時刻
- (3) 出席委員、欠席委員及び退席委員の氏名
- (4) 職務のため会議に出席した関係職員の職氏名
- (5) 会議に付した議題及び議決要領その他会議の経過
- (6) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録は、公開しない。ただし、委員は、閲覧することができる。

(会議録の署名)

第16条 会議録に署名する委員は、議長のほか2人とし、会議のはじめに議長が会議に諮って指名する。

(審議会の庶務)

第17条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

(公告の日=平成17年6月24日)

附 則 (平成18年7月21日規則第48号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月3日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。